



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

**福岡県青色申告会連合会**

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町 1-40  
三井生命福岡祇園ビル3階  
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

## シリーズみんなの税制改正 **平成28年度 税制改正のポイント 2**

平成28年度も数々の税制改正が発表されました。その中から、会員皆さまに特に関係のありそうなポイントを抜粋してお伝えします。

### 三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例(控除額最大62.5万円、25万円)

自己の有する家屋に三世代同居対応改修工事を行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した時は、次のいずれかの特例を受けることができます。

**【対象工事】** A.キッチン、B.浴室、C.トイレ、D.玄関

**【対象工事要件】** (1) 上記AからDまでのいずれかを増設すること  
(2) 改修後、上記AからDまでのうち、いずれか2つ以上が複数となること  
(3) 対象工事の費用が50万円超であること

**【控除の方法】**

① ローン控除の特例

三世代同居対応改修工事を含む増改築工事に係る住宅ローン(償還期間5年以上)の年末残高1,000万円以下の部分について、一定割合を乗じた額を5年間の各年において所得税額から控除

	ローン残高	期 間	控 除 率
① 増改築工事全体	~1,000万円	5 年	1.0%
② うち三世代同居対応改修工事	~250万円	5 年	2.0%

①は上限7.5万円、  
②は上限5万円で、  
毎年合計12.5万円を上限  
(5年合計で62.5万円を上限)

② 税額控除の特例

三世代同居対応改修工事の標準的な費用の額の10%相当額(限度額:25万円)を、その年分の所得税額から控除

### 加算税の加重措置の導入

税務調査で申告とは異なる事実が判明すると、差額分の納税だけでなく、過少申告加算税・重加算税がプラスされます。悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課された人が、再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合には、平成29年1月より、加算税を10%加重されることになりました。

「無申告又は仮装・隠蔽」を繰り返した場合

		改正前	改正後
無申告の場合	無申告加算税	15%	25%
	重加算税(過小・不納付)	35%	45%
仮装・隠蔽の場合※	重加算税(無申告)	40%	50%

※仮装・隠蔽とは? 二重帳簿の作成、売上を除外する、架空の経費計上する等。事実を偽り、または意図的に隠すこと。

## 個人事業税 納付期限の お知らせ

平成27年分所得税の申告書を提出された方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、下記の期日までに納めて下さい。納めた事業税は経費(租税公課)になります。

なお、事業税額等でご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせ下さい。

個人事業税 第1期 納付期限	8月31日(水)
個人事業税 第2期 納付期限	11月30日(水)

※ 年税額が1万円以下の場合、8月31日までに全額納付となります。





従業員のモチベーションが上がらない。

専従者の退職金を準備したい

採用の時にアピールできる福利厚生があったらいいな

従業員が長く続かない

# このような悩みには中小企業退職金共済制度はいかがでしょう？

- 中退共制度は国がつくった従業員の退職金制度です。
- 事業主が中退共と契約し、掛金を事業主負担で納付します。退職時、従業員に直接退職金が支払われます。
- 掛金は月額5,000円から30,000円まで選べます（短時間労働者は2,000円、3,000円、4,000円の掛金月額も選べます）。
- 加入から1年間、掛金の一部を国が助成します（家族従業員のみ雇用の場合には助成はありません）。
- 受け取れる退職金=基本退職金+付加退職金（付加退職金は、運用利回りが予定運用利回りを上回った場合に上積みされます）。

基本退職金額	納付年数	掛金月額	10,000円	20,000円	30,000円
	10年		1,265,600円	2,513,200円	3,796,800円
	20年		2,666,600円	5,333,200円	7,999,800円
	30年		4,213,100円	8,426,200円	12,639,300円

## ◇専従者だけの事業所でも加入できるようになりました！

退職金制度と聞くと、小規模企業共済が選択肢に上がるかと思えます。事業主及び共同経営者（専従者）が加入でき、納付した掛金全額がそれぞれの所得控除になるという節税メリットがあるからです。

それに比べ中退共は、事業主が掛金を全額負担するため、「控除」ではなく「経費」になります。共同経営者（専従者）への給与が年間100万円程度という方にとっては、共同経営者の控除とする小規模企業共済よりも、事業主の経費にできる中退共の方が節税になる場合もあります。

以前は専従者だけを雇用する事業所は中退共には加入できませんでしたが、制度改正の結果、加入できるようになっています。小規模企業共済と両方に加入することはできませんが、それぞれの状況に応じてよりメリットのある制度の加入を検討してみてもいいかもしれません。

## ◇給料の代わりに退職金として支給する！

パートやアルバイトの従業員であっても、月給で88,000円以上を支給すれば、源泉所得税を差し引かなければならないことになっています（ただし甲欄で扶養親族なしの場合）。また、配偶者控除の範囲内で働きたいと思っている従業員の中には、仕事を制限する人もいるでしょう。“税金を取られたくない” “控除の範囲内で働きたい” という場合には、事業主がもっとしっかり働いてもらいたいと思っても難しいのが実情です。

このような場合には、パートやアルバイトであっても退職時に退職金を出すこととし、掛金として毎月積み立てておくというのはいかがでしょうか。従業員が受け取る退職金は「退職所得」となり給与所得とはなりません。退職所得には勤続年数1年あたり40万円の控除（勤続20年未満の場合）があり、この範囲内であれば税金はかかりません。時給が多少安くても、代わりに退職金があるとすれば、悪い条件ではないはずですが、従業員との条件交渉の中で、国の助成も受けられる中退共制度を使って、従業員の退職後の生活の安定も考慮し活用するのは良いのではないのでしょうか。

今月の行事予定日	行事予定日	行事内容	行事予定日	行事内容
	8月3日(月)~7日(金)/18日(火)/20日(木) 21日(金)/24日(月)/25日(火)/27日(木)	講習会へ講師派遣のため、記帳確認等できない場合がございます。来会のご予約の際にお問い合わせ下さい。	8月11日(木)~16日(火)	事務局お休みします。(お盆休み)
	8月 4日(木)	北部九州ブロック役職員研修会(事務所は閉めます)	8月31日(水)	【該当者のみ】消費税の中間申告期限
	8月19日(金)	祇園支部 納涼暑気払い(ANAクラウンプラザホテル1F)	8月31日(水)	【該当者のみ】個人事業税の第一期分納付期限

# 祇園支部NEWS

メール: info@aioiro-f.com  
 H P : http://aioiro-fukuoka.seesaa.net/  
 Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
 当会発信専用番号:070-5416-5221

## 編集後記

今年の夏は猛暑との予報が気象庁から出ています。毎日暑いですが、皆さまいかがお過ごしでしょうか？さて、先月の会報でご案内しました「納涼 暑気払いビアホール」ですが、まだまだ参加を受け付けています。ご参加をお待ちしております。

